

(車両・重機)を導入された場合の提出書類について

※導入台数分必要です。

- 導入された車両のカラー画像（前後のナンバーが分かるもの）
- 導入された車両の車検証のコピー（補助金事業ため、所有者名義は「事業者名」でお願いします。事業者名義ではない場合、変更していただきますのでご了承ください）
- 車検証が発行されない車両の場合、「標識交付証明書」の写し
- 標章の記載事項が確認できるカラー画像（標章の文字が、不鮮明・小さい・切れている場合は再提出）
- 重機の場合、車体番号のカラー画像（車体番号が、不鮮明・小さい・切れている場合は再提出）
- 現像された写真は、A4用紙に貼り付けてご提出をお願いいたします。写真のみ不可。
- 車両を更新された場合、旧車両の処分に係る証明書類（第3次募集分は令和5年12月22日・第4次募集分は令和6年1月12日までに旧車両の処分をお願いします。）

【旧車両を処分した証明の一例】

廃車	登録識別情報等通知書 等 ※「永久抹消」の場合のみ、事業者名で提出可
売却	売買契約書 等（第3次募集分は令和5年12月22日・第4次募集分は令和6年1月12日までに、売却・入金が完了していること）
譲渡	譲渡証明書と譲渡先の車検証 等
下取り	売買契約証明書など名義変更になっていることが分かる書類 等